

# 令和2年12月定例会 特別委員会の記録

## 災害に強い県づくり特別委員会

委員会は、付議事件2「防災・減災、国土強靱化について」に関し、調査事項(1)「防災・災害対策について」の検証項目について、執行部から説明を受けるとともに、審議を行った。

付 議 事 件
1 令和元年東日本台風等からの復旧・復興について
2 防災・減災、国土強靱化について
3 上記1及び2に関連する事項
調査事項及び調査内容
1 令和元年東日本台風等からの復旧・復興について
(1) 災害対策について
① 生活の再建
② 生業の再建
③ 災害復旧
④ 災害救助等
(2) 災害対応に係る検証について
① 災害対応の検証
<u>2 防災・減災、国土強靱化について</u>
<u>(1) 防災・災害対策について</u>
<u>① 防災・災害対策の推進</u>
(2) 災害に強い県土基盤づくりについて
① 災害に強く安全・安心なまちづくりに関すること
② 復興を支える交通基盤の整備

委員長名	満山喜一
委員会開催日	令和2年12月15日(火)
所属委員	[副委員長] 坂本竜太郎 大場秀樹 [理事] 宮本しづえ 椎根健雄 [委員] 西丸武進 宗方保 杉山純一 今井久敏 佐藤政隆 鈴木智 水野透 鈴木優樹



満山喜一委員長

## (12月15日(火))

宮本しづえ委員

先ほどの危機管理部長の説明の中で、県として市町村の国土強靱化地域計画の策定の支援を行うとあったが、市町村に策定が義務付けられているのか。また、市町村の国土強靱化地域計画の策定には、期限が設けられているか。

危機管理課長

市町村の国土強靱化地域計画は、市町村に策定の義務はない。しかし、市町村の計画策定の誘導策として、その策定を補助金申請のための要件としている。

また、市町村の国土強靱化地域計画は、近年の激甚化する自然災害等に対応するための計画であり、地域の弱点や脆弱性の評価を行うプログラムである。

宮本しづえ委員

現在の市町村における国土強靱化地域計画の策定状況を説明願う。

危機管理課長

今月7日時点の市町村の国土強靱化地域計画の策定状況は、策定済みが17市町村、策定中が41市町村、検討中が1市町村である。また、現時点において、全ての市町村から今年度の3月までに市町村の国土強靱化地域計画を策定したいとの意向を確認している。

宮本しづえ委員

県は、市町村の国土強靱化地域計画の策定の支援にどのように取り組んでいるのか。

危機管理課長

国土強靱化を目標に、国や県においても国土強靱化計画を策定しており、国、県及び市町村が相互に連携して取り組んでいる。県は、研修や個別訪問などの取組により市町村の計画策定を支援するとともに助言を行っている。

鈴木智委員

災害時において、DMAT（災害派遣医療チーム）及びDPAT（災害派遣精神医療チーム）の活動に連絡調整担当の能力が大きな影響を与える。そのため、連絡調整担当は、平常時から連絡体制以外に土地カンや行政制度に精通する必要がある。連絡調整担当はどのような者が担当し、どのように連携体制の構築を行うのか。

保健福祉総務課長

令和元年東日本台風の検証の中で、DMAT、DPAT及びDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の災害支援チームの活動内容が分からないとの意見や窓口の連絡先が分からないとの意見があった。災害支援チームの活動内容については、今年2月に市町村と各関係機関を集めて報告会を行い、令和元年東日本台風の活動を情報共有した。

県は、連携体制の構築として保健医療福祉調整本部を窓口にし、各地方振興局単位で地域本部を立ち上げ、市町村の窓口を一本化するように調整している。また、災害支援チームの対象者は、DMATについては医師及び看護師関係、DPATについては精神科系の専門職、DHEATについては社会福祉関係の専門職であり、各関係団体等を通じて組織し活動する。

鈴木智委員

県は、連絡調整担当への支援を行っているのか。

保健福祉総務課長

災害支援チームの連絡調整は、各専門職が担っており、災害支援チーム全体を対象には特に支援していない。

地域医療課長

DMATについては、隊員の養成や技能維持のための研修を行っている。研修には多数の傷病者が発生した場合の情報収集や分析の訓練があり、その中で指示を出す本部機能の強化に努める。

#### 障がい福祉課長

D P A Tについては、県が養成研修を机上訓練に近い形で行っており、その中で連絡調整担当の役割を明確にしている。連絡調整担当は、精神保健福祉士の場合が多いが、看護師の場合もある。

#### 社会福祉課長

令和元年東日本台風時のD W A T（災害派遣福祉チーム）の派遣において、統括保健師が窓口となり、市町村と連携して活動した。

#### 鈴木智委員

県として、連絡調整担当の支援にしっかり取り組んでもらいたい。要望である。

#### 佐藤政隆委員

リエゾンの派遣は、市町村の災害対策本部でどのような活動をしているのか見えにくいところがある。また、リエゾン職員には、市町村の災害対策本部で即断即決が求められ、災害対応に大きく影響する。リエゾン職員の性格及びどのような職員を対象にしているのか聞く。

#### 災害対策課長

リエゾン職員として、各振興局ごとに管内の出先機関から各市町村に担当を充てている。令和元年東日本台風において、平の職員がリエゾン職員として派遣されるなどで、十分な活躍ができなかったという反省点があった。そのため、現在の立て付けでは、原則として管理職を充て、常日頃から市町村とコミュニケーションを取るよう指示している。

リエゾン職員の役割は、県と市町村のつなぎ役である。リエゾン職員は、災害の初期段階において市町村の被害情報や対策の進捗状況を県と共有し、速やかに災害対応の手段を協議できるよう支援する。

また、災害対応が長期化した場合には、出先機関の職員だけでは対応が難しいため、本庁の管理職員を応援要員として指定している。

#### 佐藤政隆委員

我々は、県内調査においてリエゾン職員の対応を市町村に質問したところ、評価すると回答した市町村と駄目だと回答した市町村があった。私は、リエゾンとして派遣する職員のレベルが低いと市町村からお客扱いになってしまうと感じた。リエゾン職員が災害対応を判断できないと、県の災害本部に情報を共有することができず、即断即決で物事を運べない。

災害対応の判断ができるレベルのリエゾン職員の派遣を願う。

#### 災害対策課長

県の役割は、様々な知見や情報により市町村長が避難指示等の判断をする上で困っていることに対して助言することである。そのため、今後はリエゾン職員の訓練や研修を充実させる。

まず、災害対応の初期の段階では、どのような情報を県と市町村で協議すれば対策が円滑に進むのか研修を行う。次に、災害救助法の研修を通して、避難所等での救援や泥のかき出しなどを速やかに実施できる体制を整えていく。

#### 宮本しづえ委員

リエゾン職員に管理職を充て、研修することも大切だが、市町村を支援する上で地域の実情を理解することが非常に重要な要素となる。

県は、リエゾン職員をどの部署から派遣するのか。リエゾン職員として、地方振興局の職員や本庁の職員を充てることになるかと推測するが、職員によって災害対応や被害状況の把握の仕方が変わる。

#### 災害対策課長

リエゾン職員は、速やかに市町村に駆けつけることが重要であることから、原則として各出先機関の管理職が管轄の市町村を担当する。また、災害時だけではなく、平時から各市町村に出向き顔が見える関係の構築を図る。出先機関の管理職の人数にも限りがあるため、本庁の管理職を交代要員として各部局に人数を割り振っている。

宮本しづえ委員

リエゾン職員が日常的に市町村と情報交換を行い、地域の課題を把握することは非常に効果的だと思う。職員の育成も含めて努力願う。

また、消防団員の充足率について、資料の中で目標数値の95.4%に到達したとあるが、県内の常備消防の消防職員の充足率について説明願う。

危機管理部政策監

消防団員の充足率は、令和2年4月時点で88.4%であり、平成28年4月に策定した目標値が95.4%である。消防団員の人数と充足率は年々減少している。

常備消防の消防職員の充足率については、調べて回答する。

宮本しづえ委員

消防団員も目標に到達していないが、私は、地域の商店などが少なくなり、消防団員の担い手がなかなか見つからないという地域の実情があると思う。その中で、地域の消防力の強化のために、常備消防の強化が基本として捉えられるべきと思う。私の記憶では、消防設備に対する消防職員の充足率が75%程度であったと思う。職員定数を増やして、常備消防を強化していくことが必要と思う。いわき市は、常備消防の消防職員の定数を増やす計画を作成したと聞いた。市町村が消防職員を増やす努力をせざるを得ない方向であるなら、県としてはしっかりと支援していくとの観点が必要だと考える。

次に、県内の各市町村の給水管及び配水管の設備は非常に老朽化しており、水道の老朽化対策は全国的な問題である。水道は企業会計のため、配管整備の費用は水道料金に加算される。この費用の問題が非常に悩ましい。国の交付金事業について、主な事業の内容や補助率を説明願う。

食品生活衛生課長

水道施設の生活基盤の事業内容は、施設の管理更新及び配水施設等の整備の補助事業である。補助率は項目ごとに異なり、主に3分の1から4分の1である。また、市町村の財政力指数等により補助率が増減する。県は、市町村が補助事業を活用するための支援を進めている。

宮本しづえ委員

市町村が水道の老朽化対策を計画的に行うためには、補助率の引上げが必要である。市町村の水道施設の整備は、現段階でどこまで進んでいるか。

食品生活衛生課長

県の水道施設において、法定耐用年数を超える管路は2,010kmあり、全体の13.8%である。また、県の管路更新率は0.7%であり、全国平均が0.69%なので全国並みである。

小規模で厳しい状況におかれている市町村に対しては、県として積極的に支援を行う考えである。

宮本しづえ委員

県は、小規模の市町村に対して独自の支援を検討しているか。

食品生活衛生課長

県独自の取組として、技術支援確保支援事業等を活用し、技術者の確保が難しい市町村に対して技術的な支援を行っている。

宮本しづえ委員

県は、市町村に対して、技術支援に併せて財政支援も検討するよう要望する。

次に、高校の教職員組合は、県内の536人の高校生を対象に放射線についてアンケート調査を行った。調査の結果は、放射線について説明できる高校生は48人、県内の原子炉の数が10基と回答できた高校生は全体の3%、原発事故及び放射線について勉強したと回答した高校生は全体の89%だった。この結果から、放射線について正確な情報が身につけていない実態が分かる。

また、家族や友人と放射線について話し合うかとの質問に対し、全くしていないが49%、ほとんどしないが38%、合わせて87%である。私は、本県の高校生が原発事故及び放射線について関心が薄れてきているのではないかと心配である。

放射線教育は、本県の子供たちに放射線の正確な情報を伝えるために必要である。現在の放射線教育の取組について説明願う。

義務教育課長

放射線教育については、東日本大震災から10年が過ぎようとしているが、県としても重点的に取り組んでいる。放射線教育は、基礎的な知識及び自分の身を守るとの2点を主な目的としている。また、放射線教育について、宮本委員から高校生の11%が教育を受けていないとの指摘があったが、小中学生においては全員を対象に教育を行っている。

放射線教育は、教員の指導力が必要であるため研修等を行っている。また、指導資料や各学校での実践事例集などを配付し、子供たちの正しい知識の定着に活用している。

宮本しづえ委員

私は、放射線教育と併せて、原発事故により社会的にどのような事態が引き起こされたかを子供たちに伝えることが重要だと思う。東日本大震災から10年がたつが、現状として社会的な影響が非常に色濃く残っている。副読本などを作成し、社会的な影響に特化した教育が必要だと考えるが、どうか。

義務教育課長

県の教育委員会としても、東日本大震災を経験していない子供たちが多くなるため、原発事故による社会的な影響を正しく伝承する必要があると考えている。そのために、東日本大震災から10年目の節目として学習教材のリーフレットを作成し、放射線とは何か、本県で何が起きたのかを発信する。

満山喜一委員長

先ほどの常備消防の消防職員の充足率について、説明できるか。

危機管理部政策監

令和元年度の消防施設整備計画実態調査において、算定数が3,391名に対し、整備数が2,524名であり、整備率は74.4%である。

宮本しづえ委員

消防整備及び消防職員の必要数については、国が人口や面積によって算定している。県は、常備消防の消防職員の整備率が74.4%にとどまっている現状について、定数そのものを見直しながら必要な数を確保する方向で努力すべき課題と考える。また、消防団員だけではなく、消防職員の充足率についても併せて見直すための取組が必要だと思うが、どうか。

危機管理部政策監

消防職員の整備率の全国平均は78.3%であり、全国的にそれほど高くない。消防職員の人数については、市町村や消防本部が人口や地域の消防力などの実情を総合的に勘案して決める。県は、総合的な消防力の強化との観点から、市町村へ必要に応じて助言等を行っていく。

宮本しづえ委員

ハザードマップの策定の義務は、県と市町村のどちらにあるか。

河川整備課長

市町村に洪水ハザードマップを策定する義務がある。県は、河川の浸水が想定される洪水浸水想定区域図を作成し、市町村へ図面を提供する。

宮本しづえ委員

市町村がハザードマップを策定する上で、国、県及び市町村の管轄する河川の浸水区域を設定する必要がある。県は、国と県の管轄する河川の情報を併せて市町村に提供するのか。

河川整備課長

国は、国の管轄する河川の洪水浸水想定区域図について市町村に情報提供する。県は、県の管轄する河川の洪水浸水想定区域図について市町村に情報提供する。

宮本しづえ委員

現在、1000分の一の確率のハザードマップの策定を完了した市町村は幾つか。

河川整備課長

21市町村が想定し得る最大規模の洪水による洪水ハザードマップの策定を完了した。

宮本しづえ委員

ハザードマップの策定について、完了した市町村が全体の半数にも達していない主な要因を説明願う。

河川整備課長

洪水ハザードマップの策定には、避難場所や河川以外に火山など他の災害についても集約が必要であるため、作業が進んでいないと考えられる。

宮本しづえ委員

市町村の課題は、ハザードマップを前提とした避難計画も併せて策定する必要があるためとの理解でよいか。県は、市町村へどのような支援を考えているのか。

河川整備課長

河川としては水害関係に特化して市町村を支援する。県として、河川の情報提供が完了していない市町村があるため、速やかに情報提供したい。

今井久敏委員

洪水浸水想定区域図について、資料に令和2年度で19河川、3年度で11河川を見直すとの。今後、さらに見直す河川が増える可能性はあるのか。

河川整備課長

現在の計画では、令和2年度と3年度で合わせて30河川の洪水浸水想定区域図の見直しを予定しており、今後も対象を拡大する予定である。

今井久敏委員

市町村からハザードマップを策定するために洪水浸水想定区域図を早く見直してほしいとの声がある。県は、急いで市町村に洪水浸水想定区域図の提供を願う。

宮本しづえ委員

水位周知河川の指定の要件及び条件整備について説明願う。

河川整備課長

県は、水災害対策協議会で市町村等と協議を行い、市町村の避難指示等の判断の目安となる水位を設定し、水位周知河川の指定を行う。また、水位周知河川において、県は洪水浸水想定区域図を作成する義務があり、市町村は洪水ハザードマップを作成する義務がある。

水位周知河川指定の条件整備として、水防計画書に掲載が必要である。また、洪水浸水想定区域図については、県報掲載し広く周知するとともに、市町村へ情報提供を行うこととなる。

宮本しづえ委員

県は、水位周知河川の指定をするために、水位計の設置が必要だと思うが、水位計の設置状況を聞く。

河川整備課長

危機管理型水位計の設置は、水災害対策協議会の中で市町村等と協議をして進めている。現在、約330基を増設した。

宮本しづえ委員

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定について、資料に基礎調査を行うと記載がある。私の記憶では、土砂

災害防止法に基づく基礎調査はほぼ終了したと思うが、どうか。

砂防課長

土砂災害防止法に基づく基礎調査は、目標としていた箇所について令和元年度で終了した。土砂災害警戒区域の指定は、昨年度末で1,800箇所ほど残っている。現在、当初の目標どおりの進捗状況である。